委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|---|---------|
| | 〇 知事 |)市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 埼玉県 | |
| 3. 市区町村名 | 越谷市 | |
| 4. 届出番号 | 4 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65–1 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.koshigaya.saitama.jp/shisei/ictsomu/mynumber/index.html | |

執行機関名 越谷市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの | 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号)による 医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号)による 医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) 第一条 | 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | | 第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭等</u> に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 越谷市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第34号) |